

平成23年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託・利子補給金事業

平成23年2月
環境省



目次

このパンフレットは、エネルギー対策特別会計を活用し、**エネルギー起源二酸化炭素排出抑制に関する対策を強力に推進するため**、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

(1) 補助事業

事業名	担当課	ページ
小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	地球環境局 地球温暖化対策課	1
家庭・事業者向けエコリース促進事業	総合環境政策局 環境経済課	2
先進的次世代車普及促進事業	水・大気環境局 自動車環境対策課	3
CDMを利用したコベネフィット支援事業	水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室	4
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	地球環境局 地球温暖化対策課市場メカニズム室	5
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	地球環境局 地球温暖化対策課フロン等対策推進室	6
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課／廃棄物対策課	7
低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業	総合環境政策局 環境計画課	8
温泉エネルギー活用加速化事業	地球環境局地球温暖化対策課／ 自然環境局自然環境整備担当参事官室	9

目次

(2) 委託事業

事業名	担当課	ページ
チャレンジ25地域づくり事業	総合環境政策局 環境計画課	10
低炭素地域づくり面的対策推進事業	総合環境政策局環境計画課/ 環境影響審査室	11
海底下 CCS 実施のための海洋調査事業	水・大気環境局 水環境課海洋環境室	12
バイオ燃料導入加速化事業	地球環境局 地球温暖化対策課	13
洋上風力発電実証事業	地球環境局 地球温暖化対策課	14
再生可能エネルギー地域推進体制構築事業	地球環境局 地球温暖化対策課	15
再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業	総合環境政策局 環境影響審査室	16

(3) 競争的資金

事業名	担当課	ページ
地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）【委託・補助】	地球環境局 地球温暖化対策課	17

(4) 利子補給金事業

事業名	担当課	ページ
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	総合環境政策局 環境経済課	18

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

23年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

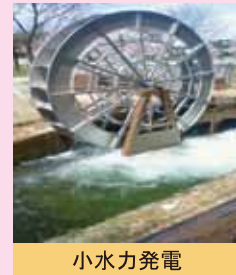
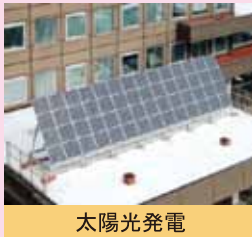
温室効果ガスの25%削減を達成し、低炭素社会を構築するためには、排出量の増加が顕著である業務部門における低炭素対策技術の導入が必要不可欠です。本事業は、小規模な地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画により、所有する施設へ、低炭素対策技術を率先して導入する事業を支援し、模範的な先事例を示すことにより業務部門での温暖化対策の導入促進を図るものです。

事業内容

(1) 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入する取組のうち、CO₂削減効果や普及啓発効果に優れたものに対して、設備費等の必要な費用の一部を補助します。

対象施設・設備	
①再生可能エネルギー設備	対象の条件
ア.太陽光発電	定格出力50kW以上
イ.太陽熱利用冷暖房システム	太陽熱を利用して冷暖房を行うシステム
ウ.小水力発電	定格出力1000kW以下
エ.バイオマス熱利用	ライフサイクルGHG排出削減率50%以上
オ.太陽光利用照明システム	太陽光を動力を用いずに集光し、屋内の照明に利用するもの
カ.温泉発電設備	温泉の熱を用いて発電を行う設備
キ.その他の再生可能エネルギー設備	CO ₂ 削減率10%以上
②省エネルギー等設備	対象の条件
ア.地中熱利用	加熱能力50kW以上
イ.燃料電池	発電出力が1kW以上
ウ.その他の省エネルギー設備	CO ₂ 削減率10%以上

対象設備例



(2) 小規模な地方公共団体が、シェアード・セイビングス・エスコ事業*を活用し、高効率設備の導入等により自らの施設に高いレベルでの省エネ化を行う場合に、事業を行う民間事業者に対して、設備の導入等に必要となる費用の一部を支援します。*ギャランティード・セイビングス・エスコ事業は(1)の事業として支援します。

補助内容

- 補助対象者：(1) 小規模地方公共団体(※)
(2) 小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体
※都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体をいう。
- 補助対象事業：(1) 小規模地方公共団体施設への先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入
(2) 小規模地方公共団体の施設へのシェアード・セイビングス・エスコ事業

3. 負担割合：

総事業費	
環境省	地方公共団体・民間団体
1/2(上限)	1/2

- 補助上限・下限額：(1)の事業の補助下限額：600万円

家庭・事業者向けエコリース促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

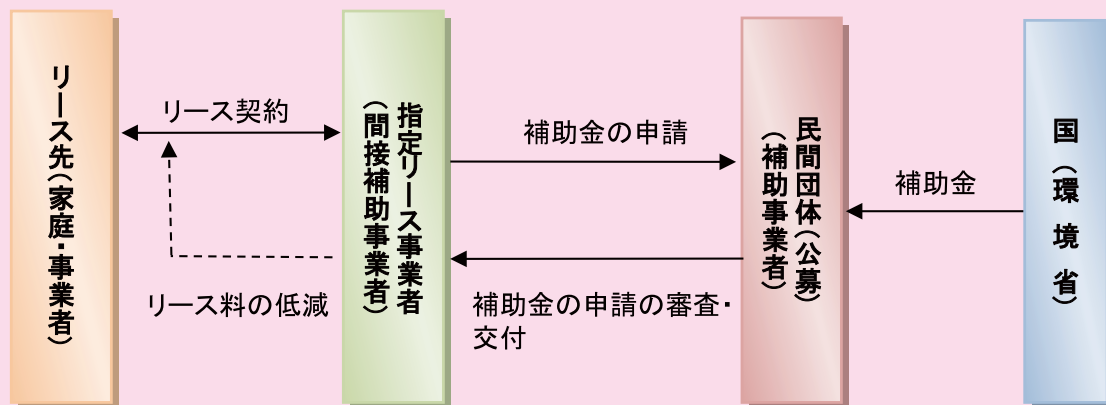
23年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

2020年25%削減という中期目標達成に向けては、家庭、業務、運輸部門での対策が急務です。本事業では低炭素機器の導入に際して多額の初期投資(頭金)を負担することが困難な家庭、中小企業を中心に、頭金なしのリースという手法を活用することによって低炭素機器の普及を図り、もって「エコで快適な暮らし」を実現します。

事業内容

リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料について3%を目安にリース事業者に対して助成を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者(大企業を除く)とし、他に国による補助制度がある場合には本制度とどちらかを選択することとします。



補助内容

1. 補助対象者：指定リース事業者
2. 補助対象製品の例：
 - (1) 家庭向け：既築住宅向け太陽光パネル 等
(家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない。)
 - (2) 事業者向け：高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯・空調、高効率照明、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等
3. 補助率：リース料の3%を補助します。



高効率ボイラー



太陽光パネル



高効率
ショーケース



高効率
冷蔵冷凍庫



ハイブリッド建機